

実務担当者向け資料

稲作農業の体質強化緊急対策に関する実務用Q&A(最終募集用)
(未定稿:平成27年2月27日現在)

<全般>

- 問 1. 本事業の趣旨いかん。
- 問 2. 本事業の具体的な仕組みいかん（事業の流れ、支援対象等）。
- 問 3. 本事業の対象者及び助成金額いかん。
- 問 4. 農業者に対するPRを急ぐ必要があるが、どのように周知を行うのか。
- 問 5. 都道府県協議会、地域協議会の人員が不足しており、事務処理に対応できないのではないのか。
- 問 6. 26年産米の米価が本補助金の採択や交付額に関係してくるのか。
- 問 7. 26年度は飼料用米に取り組んだこともあり経営への影響も少なかったが、その場合でも本事業の支援を受けることは可能か。
- 問 8. 生産数量目標の遵守は要件となるのか。
- 問 9. ナラシ対策に加入している必要はあるのか。
- 問 10. 申請が予算額を超えた場合はどのように取り扱われるのか。
- 問 11. なぜ4%のコスト低減目標なのか。

<対象作物、対象者>

- 問 12. 飼料用米も補助対象として良いか。
- 問 13. 主食用米が対象とのことだが、主食用種子、酒造好適米の扱いはどうなるのか。
- 問 14. 農業者が組織する団体の判断基準はあるのか。
- 問 15. 農業者が組織する団体について、「都道府県協議会長が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる」とあるが、どのような場合に対象となるのか。
- 問 16. 農業者が組織する団体が提出する「生産コスト低減に向けた営農計画」とは何か。
- 問 17. 集落営農組織等の構成員への支援はどのように考えればよいのか。
- 問 17-1 集落営農組織内の認定農業者が申請者となることができるのか。申請者になれる場合、認定農業者が集落営農に販売委託をしても構わないのか。
- 問 18. 今後、支援対象者となる見込みのある農業者も事業に取り組むことは可能か。
- 問 18-1 中間管理機構からの貸し付けが4月1日に決まっている場合は対象とならないのか。
- 問 19. 作業受託者が補助対象となるのか。
- 問 20. 農業者団体は農協や農協の稲作部会でも良いのか。
- 問 21. 農作業を受託している機械利用組合において、その構成員が個々に販売している場合、Cの区分（農業機械の共同利用）の対象となるのか。

<助成金額、助成対象面積>

- 問 22. 助成金額について、農業者当たりの下限、上限は存在するのか。地域協議会、都道府県協議会はどうなのか。
- 問 23. 申請する取組面積が10aでも構わないのか。

- 問24. AとBの取組メニューにおける助成金額の面積区分の考え方について。
- 問25. 農業者が複数のメニューに取り組むことが可能か。
- 問26. 100haで取り組んだ場合も、20ha以上の助成金額と同じなのか。
- 問27. 生産数量目標の農業者配分がまだ行われておらず、申込み後から作付までの間に、取組面積が少し縮小あるいは拡大する可能性があるが、その場合の扱いはどうなるのか。
- 問27-1 申込から交付までの期間中、取組面積の変更は可能なのか。
- 問28. Aの区分では、二つのメニューに取り組むこととなるが、メニュー毎の面積が異なる場合どう対応すれば良いのか。
- 問29. 米の直接支払交付金のように取組面積から10a控除を行うのか。
- 問30. 一括管理で主食用米と加工用米に取り組む場合の本事業での申請面積はどのように考えればよいか。
- 問31. 一括管理で作付する面積のうち半分だけ取組メニューを実施した場合の申請面積の考え方はどうなるのか。
- 問32. 助成対象面積は田本地面積でよいか。

<事業申請、生産コスト低減計画>

- ※問33. 農業者が事業に申請するには何を行えばよいか。
- 問34. 申請対象者の欄に該当する項目が2つ以上あるが、一つだけチェックすれば良いのか。
- 問35. 生産コスト低減計画にはどのような内容を記述するのか。また、いつまでに提出すればよいか。
- 問35-1 農業者が慣行的にコスト低減を図ることができると判断する取組は、例えばどのような取組があるのか。
- 問36. 削除
- 問37. 補助金を得るための基準はあるのか。
- ※問38. 農業者の生産コスト低減計画書はいつまでに作成しなければならないのか。補助金はいつ支払われるのか。
- 問38-1 生産コスト低減計画を提出し支援を受けた後、メニューを変更することは可能か。
- 問39. 削除
- ※問40. 生産コスト低減計画に掲げることのできる取組は、国が掲げる取組メニュー以外は対象とならないのか。
- 問41. 削除

<各メニューの要件>

- 問42. 新たな品種導入による作期分散の実施の採択要件は何か。
- 問43. 新たな品種導入による作期分散の実施について、集落営農に参加する農業者ごとに作付する品種を分けて取り組もうと考えている。農業者個人では同一品種しか取り組まないこととなるが、集落営農全体で作期分散の対象と判断して良いか。

- 問44. 作期分散の取組は、熟期が2～3日程度の違いでも認められるのか。
- 問45. 疎植栽培の採択要件は何か。
- 問46. 疎植栽培について都道府県の栽培指針等で示されている疎植栽培の移植密度で栽培すると、本事業の採択要件を満たさないが、これらに示されている疎植栽培の基準に沿っていれば支援の対象とならないか。
- 問47. 疎植栽培に対応した機械を新たに導入する場合、別の事業により支援を受けても本事業の対象となるのか。また、これまでに国や県、市町村からの支援を受けて導入した機械で疎植栽培に取り組んでいた場合、生産コスト低減が可能な各メニューに係る新たな取組を実施すれば支援の対象となるのか。
- 問47-1 疎植栽培の移植密度の設定を変えるなど、機械の設定を変えるような場合だけでは本事業の対象とはならないのか。
- 問48. 乳苗移植栽培の対象となるための採択要件は何か。
- 問49. 無代かき移植栽培の対象となるための採択要件は何か。
- 問50. 堆肥散布を踏まえた施肥の採択要件は何か。
- 問51. 堆肥の散布量に対する基準はあるのか。
- 問52. これまでも堆肥を散布しているが、本事業の対象とはならないのか。
- 問53. 既に施肥削減に取り組んでおり、肥料費低減効果は見込めないが、取り組むことは可能か。
- 問54. 環境直接支払の支援を受けている場合は、堆肥散布の取組を申請できるのか。
- 問55. 土壌診断を踏まえた施肥の採択要件は何か。
- 問56. 土壌分析を行う地点数や頻度に関する基準はあるのか。
- 問57. 分析数値を記載することが必須になるのか。分析数値が明記されていない施肥指導文書でも対象となるのか。
- 問58. 分析は分析機関に委託しなければならないのか。
- 問59. 土壌診断は既存データを活用してよいのか。
- 問60. 生育診断を踏まえた施肥の採択要件は何か。
- 問61. 生育診断の地点数や頻度に関する基準はあるのか。
- 問62. 小さな圃場でも3点以上の分析が必要なのか。
- 問63. 生育診断は委託を行っても良いのか。
- 問64. プール育苗の対象となるための採択要件は何か。
- 問65. プールの大きさの基準はあるのか。
- 問66. 温湯種子消毒の対象となるための採択要件は何か。
- 問67. 農協が種子消毒を行って育てた苗を農家が購入する場合も支援の対象となるのか。
- 問68. 流し込み施肥の導入の対象となるための採択要件は何か。
- 問69. 育苗箱全量施肥の実施の対象となるための採択要件は何か。
- 問70. 育苗箱全量施肥を実施したが、生育が悪いため追肥を行うこととなった場合は補助金を返還するのか。
- 問71. 側条施肥が対象となる場合の採択要件は何か。

- 問 7 2. 農薬の苗箱播種同時処理の取組の対象となる場合の採択要件は何か。
- 問 7 3. 農薬の田植え同時処理の対象となるための採択要件は何か。
- 問 7 4. 機械の共同利用の対象となるための採択要件は何か。
- 問 7 5. 地域内の農業者が有する既存の機械を共同利用しても構わないか。
- 問 7 6. 機械の共同利用は、リース、購入いずれでもよいのか。
- 問 7 7. 農業機械を一時的に借りて取り組む場合も対象となるのか。
- 問 7 8. 同一機種を複数台所有している場合の「各都道府県の特定高性能農業機械導入に関する計画に定められた利用規模の下限面積以上の利用面積を確保」の考え方はどのようなものか。
- 問 7 9. すでに機械の共同利用に取り組んでいる者にも支援すべきではないか。
- 問 8 0. 機械の廃棄は1台でも良いか。
- 問 8 1. 県単事業により導入している農業機械を使って共同利用する場合は本事業の対象となるのか。
- 問 8 1-1 農業法人が所有する機械を複数台廃棄し、能力の大きな機械1台を新たに導入した場合は支援の対象とならないのか。
- 問 8 2. 直播栽培の採択要件は何か。
- 問 8 3. 直播栽培の取組に関してコスト低減を図る新たな取組としてどのようなものが考えられるのか。例えば、コーティング資材の購入先を変えるとといったことでも良いのか。
- 問 8 4. 直播したが発芽率が悪い場合、移植しなおした場合の助成金はどうなるのか。
- 問 8 5. ヘリコプター散布による直播も対象となるのか。
- 問 8 6. 直播作業を委託している場合、本事業の対象となるのか。
- 問 8 7. 既に直播や疎植に取り組んでいる場合でも対象となるのか。
- 問 8 7-1 スーパー L 資金を活用して直播専用の播種機を導入した場合、本事業の対象となるか。
- 問 8 8. 既に生産コスト低減に取り組んでおり、取組面積の一部のみに生産コストの低減を図るための工夫（生産コスト低減（26年比2%または4%以上）が可能な各メニューに係る取組を新たに実施する場合）を行った場合の対象面積は、どのように考えるのか。
- 問 8 9. 取組規模を拡大する場合は対象となるか。
- 問 9 0. 機械の購入や土壌分析はいつからの取組が対象となるのか。
- 問 9 1. 削除
- 問 9 2. 削除
- 問 9 3. 削除
- 問 9 4. 削除

<確認・報告>

- 問 9 5. 取組の確認をどのように行うのか。助成金を返還しなければならない場合があるのか。
- 問 9 6. 協議会がほ場確認を行う必要があるのか。

問 9 7. 27 年産で新しく取り組むことの確認をどのように行うのか。26 年産にやっていないことの確認はできないのではないのか。

問 9 8. 取り組んだ結果、低コスト化等の効果が数値となって現れなくてもよいのか。

問 9 9. 実施状況報告書に添付する生産コスト低減効果について、どのような内容を報告すれば良いのか。また、確認書類はどのようなものを添付すれば良いのか。

問 1 0 0. 実施状況報告書の提出期限はいつか。

問 1 0 1. 自然災害等により計画通り取り組めなかった場合の取扱はどうなるのか。

問 1 0 2. 実績報告において 2%、4%のコスト低減効果について農業者個人のデータを示すことは困難ではないか。結果をどう報告すればよいのか。

<その他>

問 1 0 3. 補助金交付後に農業者、地域農業再生協議会、都道府県協議会が行うべきことはなにか。

問 1 0 4. 出入り作がある場合はどこに申請すればよいのか。

問 1 0 5. 振込口座等の情報が必要となる場合はどう対応すればよいのか。

問 1 0 6. 削除

問 1 0 7. 協議会から農業者に対していつまでに支払われなければならないのか。

問 1 0 8. 平成 28 年度以降、同様の取り組みを行わなかった場合に補助金を返還する必要があるのか。

問 1 0 9. 協議会の事務費は対象となるのか。

問 1 1 0. 事務費は何に使えるのか。

問 1 1 1. 事務費の執行はいつから可能となるのか。

問 1 1 2. 事務が大変であるので、アルバイトを雇おうと考えているが、その人件費は事業費の対象となるのか。

問 1 1 3. 事務費を、県や市町村などの職員の給料に充てることは可能か。

問 1 1 4. 農業者への支払が完了し、繰り越す必要がない場合でも、協議会では実施状況報告のとりまとめ事務が発生する。27 年度においても事務費が使えるようにしてほしい。

問 1 1 5. 経営所得安定対策のように国が直接農業者に支払えばよいのではないのか。

問 1 1 6. 申請後、何らかの事情で申請した取組メニューが実施できなかった場合、他の取組メニューに取り組んでもよいのか。

問 1 1 7. 地域農業再生協議会が存在しない地域の場合どうすればよいのか。

問 1 1 8. 協議会の構成員が多く、郵送などの費用も多くかかる場合は実費申請してかまわないか。

問 1 1 9. 事務費は国からいつごろ支払われるのか。

問 1 2 0. 事務費は、事業実施報告に必要な事務を見込んで要求してよいのか。

問 1 2 1. 削除

問 1 2 2. 協議会の判断で農家への支払を夏以降に行ってもよいのか。

問 1 2 3. 申請者の死亡等により、経営移譲を行った場合は、補助金の返還が必要か。

<最終募集に係る内容>

- ※問 1 2 3 - 1 2月 27日までに申し込んだが、最終募集の申請状況によっては補助金額が減額されることがあるのか。
- ※問 1 2 3 - 2 最終募集でもさらに予算額に満たない場合はさらに募集があるのか。
- ※問 1 2 3 - 3 1月、2月の募集において応募した者が、最終募集において別の取組メニューを追加で申請することは可能か。
- ※問 1 2 3 - 4 1月、2月の募集で応募した取組メニューを最終募集時に変更することは可能か。
- ※問 1 2 3 - 5 最終募集に係る事務費は別途請求できるのか。

<特に問合せの多い内容>

- 問 1 2 4. すでにメニューに書いてある取組を行っている場合は、その取組を助成対象の取組とできないのか。
- 問 1 2 5. それぞれのメニューの支援対象となる取組内容として、「生産コスト低減（26年比2%以上）が可能な本メニューに係る新たな取組を実施」とあるが、2%のコスト低減効果をどう担保すればよいのか。
- 問 1 2 6. 取組実施後、報告を行うこととなるが、2%のコスト低減効果を確認する必要があるのか。
- 問 1 2 7. コスト低減効果が認められなかった場合に補助金を返還しなければならないのか。

なお、問番号に★を付しているものは今回追加したもの、※は修正したもの、削除は現時点で不要な問を削除したものです。

<全般>

問1 本事業の趣旨いかん。

26年産米の米価の下落により影響を受けた稲作農家が、27年産米において機械の共同利用や直播栽培など、生産コスト低減の取り組みを行った場合に支援を行うことにより、稲作農家の体質強化を図ることを目的としています。

問2 本事業の具体的な仕組みいかん（事業の流れ、支援対象等）。

- 1 本事業は、27年産米における生産コスト低減の取組の内容を記載した生産コスト低減計画書を提出した農業者に対し、都道府県・地域農業再生協議会を通じて支援を行うものです。
- 2 補助金交付までの流れの概要は次のとおりとなります。
 - ① 農業者は申込書及び生産コスト低減計画を作成し、地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）に提出し、計画に基づく取組を行う事を約束。
 - ② 地域協議会は農業者からの計画を踏まえ地域生産コスト低減計画を作成し、取りまとめ都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）に提出。
 - ③ 都道府県協議会は地域生産コスト低減計画をとりまとめ、都道府県生産コスト低減計画を作成、国に提出し承認を受ける。
 - ④ 国は都道府県協議会に対し補助金を交付。
 - ⑤ 都道府県協議会は、国から交付された補助金の範囲内で地域協議会に補助金を交付し、地域協議会から農業者に対して支払。
- 3 なお、補助金の支払を受けた農業者は、27年産米において計画に沿った取組を行うとともに、収穫後、取組メニューごとに結果報告（実施状況報告）を行う必要があります。取組内容及び報告に不備があった場合、補助金の返還を行う必要があります。

問3 本事業の対象者及び助成金額いかん。

- 1 対象者は、農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体、農業者が組織する団体となっています。
- 2 メニュー、取組規模に応じて助成金額を決めていますが、例えば、資材費などを下げる取組に対して、1haで3万円、さらに面積が1ha増える毎にプラス2万円を助成します。

問4 農業者に対するPRを急ぐ必要があるが、どのように周知を行うのか。

- 1 本事業を活用していただくためには、まずは全ての米農家に本事業を知ってもらい、体質強化の検討に向けた共通の出発点となる環境を作ることが不可欠です。
- 2 このため、都道府県協議会や地域協議会から速やかに管轄内の米農家へ周知徹底していただくようお願いします。
- 3 なお、国においても農業者への説明パンフレットを作成するほか、説明会の実施、現場の説明会に職員を派遣するなど積極的に取り組むこととしています。
- 4 概要パンフレット、申込書、生産コスト低減計画の様式、実施状況報告（取組結果の報告）様式などは、農林水産省ホームページにも掲載していますので参照してください。（http://www.maff.go.jp/j/seisan/nosan/inasaku_kyouka.html）

問5 都道府県協議会、地域協議会の人員が不足しており、事務処理に対応できないのではないか。

本事業では、事務費を計上することとしており、臨時雇用等にあてることも可能です。

問6 26年産米の米価が本補助金の採択や交付額に関係してくるのか。

農家個人の26年産米の概算金額や品種銘柄別の米価が、採択や交付額に関係することはありません（26年産米の米価下落により影響を受けたのは全ての稲作農家共通であるため）。

問7 26年度は飼料用米に取り組んだこともあり経営への影響も少なかったが、その場合でも本事業の支援を受けることは可能か。

27年産の主食用米で本事業の支援を受けることは可能です。（農家個人の所得で判断することはありません。）

問8 生産数量目標の遵守は要件となるのか。

なりません。主食用米については、需要に応じた生産を行うことが重要ですので、実施状況報告時に販売状況報告（売り先とその割合）を行っていただく予定です。

問 9 ナラシ対策に加入している必要はあるのか。

ナラシの加入・未加入は本事業の要件とはなりません、ナラシ対策は米価が下落した際に収入を補填する制度であるので、未加入の農業者はこの取組をきっかけにして加入していただくことが望ましいと考えます。

問 10 申請が予算額を超えた場合はどのように取り扱われるのか。

- 1 財政当局等との調整を踏まえ決定しますが、補助金額を減額することもあり得ます。
- 2 なお、中間管理機構から農地を借り受けた農業者は減額調整の対象外とする予定です。

問 11 なぜ4%のコスト低減目標なのか。

日本再興戦略では平成 35 年度までに米の生産コストを4割削減（全算入費）することとなっており、その1年相当にあたります。

<対象作物、対象者>

問 1 2 飼料用米も補助対象としてよいか。

主食用米に対する支援であり、飼料用米などの新規需要米、加工用米（生産数量目標の外数扱いのもの）、備蓄米は対象になりません。

問 1 3 主食用米が対象とのことだが、主食用種子、酒造好適米の扱いはどうなるのか。

対象とします。

酒造好適米については、生産数量目標の外数扱いのものも対象としますが、他の助成金による支援がないものとします。

問 1 4 農業者が組織する団体の判断基準はあるのか。

- 1 米を販売している5戸以上の農業者で組織されること、代表者、組織及び運営についての規約の定めがあること、事業実施及び会計手続きを適正に行える体制となっていることのほか、生産コスト低減に向けた営農計画を提出していただくこととしています。
- 2 なお、都道府県農業再生協議会長が特に必要と認める場合にあっては3戸以上も可としています。

問 1 4 - 1 農業者が組織する団体の場合、経理の一元化の必要はあるのか。また、団体名義で米を販売しなければならないのか。

一元化の必要はありませんが、補助金の受取者、分配方法などの会計上のルールは決めていただくようお願いします。

構成員となる各農業者が米を販売していれば良く、団体名義で販売する必要はありません。

問15 農業者が組織する団体について、「都道府県協議会長が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる」とあるが、どのような場合に対象となるのか。

1 次のような場合に対して認めてよいと考えます。

- ① 農業生産の体質強化の効果が通常よりも大きく発揮されることが確実な場合
- ・3戸の農業者の作付面積が大きい場合（地域の農業者の平均作付面積の5戸分相当以上）
 - ・団地化、集積の効果が特に大きい場合（農業者が有するほ場のほとんどが隣接している）
 - ・今後も農業者の経営規模拡大が見込まれる場合（農業者の経営規模が年々拡大している）
 - ・組織化の地域モデルとなる場合（近隣に集落営農や任意の営農団体が存在しない）など
- ② 地理的条件等から5戸以上の農業者を集めることが困難な場合
- ・山間部であるため3戸の農業者しか集まらない。 など

2 なお、申請に当たっては、地域協議会を通じ、都道府県協議会長に上記への該当が確認できる資料を提出してください。

問16 農業者が組織する団体が提出する「生産コスト低減に向けた営農計画」とは何か。

団体が取り組む生産コスト低減対策、組織する農業者の役割分担、今後の方針について所定の様式に基づき提出していただきます。

問17 集落営農組織等の構成員への支援はどのように考えればよいのか。

本事業の申請単位ごとに地域協議会から助成金が支払われることとなります。組織を構成する農業者個人に対する助成金の分配については、それぞれの組織において判断していただくこととなります。

問 17-1 集落営農組織内の認定農業者が申請者となることができるのか。申請者になれる場合、認定農業者が集落営農に販売委託をしても構わないのか。

可能です。ただし、集落営農が申請する取組ほ場と認定農業者が申請する取組ほ場が重ならないようにして下さい。

認定農業者が集落営農に販売委託をしている場合でも、認定農業者が主食用米の栽培方法を主体的に決定できるのであれば対象となります。

問 18 今後、支援対象者となる見込みのある農業者も事業に取り組むことは可能か。

26年度中に支援対象者の要件を満たすことが確実な場合は対象とします。

問 18-1 中間管理機構からの貸し付けが4月1日に決まっている場合は対象としないのか。

26年度内に都道府県知事による認可決裁が終了していれば対象となります。

問 19 作業受託者が補助対象となるのか。

作業受託者は、作付や栽培方法を決定することにはならないと考えられるので、原則補助対象としないと考えます。

問 20 稲作部会は事業実施主体になることができないのか。

補助金を得るために形式上稲作部会で申請することはできないと考えますが、稲作部会の体制を活用し、今後集落営農を目指したり、コスト削減の取組を一体となって行う場合は、規約を作成し「農業者が組織する団体」として申請することが可能と考えます。

問 2 1 農作業を受託している機械利用組合において、その構成員が個々に販売している場合、Cの区分（農業機械の共同利用）の対象となるのか。

構成員が主食用米の販売を行っている農家であり、各種規約やコスト低減に向けた営農計画の定めがあるなど要件を満たす団体であれば、支援の対象団体となりますが、作業受託面積は支援の対象外となります。

<助成金額、助成対象面積>

問 2 2 助成金額について、農業者当たりの下限、上限は存在するのか。地域協議会、都道府県協議会はどうなのか。

- 1 農業者が行う取組メニュー、規模に応じて助成金額が決まっています。20ha 以上の金額は同じとなります。
- 2 地域協議会、都道府県協議会に対して上限を設けることは考えていません。

問 2 3 申請する取組面積が 10a でも構わないのか。

下限要件は設けておりませんが、コスト低減効果が発揮されているか、今後も稲作農業を続けていくか、などの観点から適切な判断をお願いします。

問 2 4 AとBの取組メニューにおける助成金額の面積区分の考え方について。

助成金額については、取組面積を 1 ha ごとに区分し設定しています。例えば、取組面積が、5.3ha や 5.9ha の場合は、5ha 以上 6ha 未満の面積区分となり、助成金額は同一です。

問 2 5 農業者が複数のメニューに取り組むこと可能か。

- 1 A, B, Cの区分を設けていますが、原則、いずれか一つのみを選択でき、複数の区分を申請することはできません。ただし、20ha 以上の取組を行う場合は複数の区分を選択することが可能です。
- 2 なお、A区分を選択する場合は、A区分の取組メニューの中から2つ以上の取組を行う必要があります。3つ以上の取組を行っても助成金額は変わりません。

問 2 6 100ha で取り組んだ場合も、20ha 以上の助成金額と同じなのか。

- 1 20ha 以上の取組は助成金額を固定しているため、一つの取組メニューを 100ha で取り組んでも助成金額は 20ha の場合と同じになります。
- 2 一方、生産コスト低減の取組面積が 20ha 以上となる農業者については、複数の区分の取組を行うことができることとしており、その場合はそれぞれ区分の助成金額を得ることが可能です。例えば、区分 A で 20ha、区分 B で 10ha 取り組んだ場合は、93.5 万円の支援を受けることができます。(A の選択メニューを変える形でも可)
- 3 取組面積の合計が 20 ~ 40ha の場合は 2 つの区分、40 ~ 60ha の場合は 3 つの区分に取り組むことが可能です(60ha 以上も、取組面積の合計が 20ha 増えることに 1 つずつ増やせるものとします。)
- 4 なお、同じ区分を申請したり (A において異なるメニューに取り組む場合は可)、同じ圃場で複数の取組はできませんので注意して下さい。

問 2 7 生産数量目標の農業者配分がまだ行われておらず、申込み後から作付までの間に、取組面積が少し縮小あるいは拡大する可能性があるが、その場合の扱いはどうなるのか。

- 1 申請面積の助成金額における面積範囲であれば、縮小、拡大してもかまいません。
- 2 なお、助成金額が変わるほど取組面積を縮小する場合は差額分を返還していただくこととなります。一方、拡大した場合に追加交付されることはありません。

問 2 7-1 申込から交付までの期間中、取組面積の変更は可能なのか。

可能な限り対応したいと考えています。但し、変更増はできません。

問 2 8 A の区分では、二つのメニューに取り組むこととなるが、メニュー毎の面積が異なる場合どう対応すれば良いのか。

本事業では、平成 26 年比 4 % 程度の生産コスト低減効果を発揮させることが可能な取組に対して支援をすることとなっています。このため、メニュー毎の面積が異なる場合、小さい方の面積にあわせることとなります。

問 2 9 米の直接支払交付金のように取組面積から10a控除を行うのか。

行いません。

問 3 0 一括管理で主食用米と加工用米に取り組む場合の本事業での申請面積はどのように考えればよいか。

主食用米相当分で按分して申請して下さい。

問 3 1 一括管理で作付する面積のうち半分だけ取組メニューを実施した場合の申請面積の考え方はどうなるのか。

主食用米相当分を半分にして下さい。

問 3 2 助成対象面積は田本地面積でよいか。

各取組を行った、取組に応じた水稻作付面積が助成対象となる面積になります。畦畔などは含まれません。

(事業申請、生産コスト低減計画)

※問 3 3 農業者が事業に申請するには何を行えばよいか。

3月19日までに、申込書を提出してください。申込書では、氏名、住所、取組メニューの選択、取組面積等を記載することになります。

申込書で選択した取組メニューについては、生産コスト低減計画書を提出していただきます。取組メニューごとに様式がありますので、それに記入してください。

問 3 4 申請対象者の欄に該当する項目が2つ以上あるが、一つだけチェックすればよいのか。

構いません。ただし、中間管理機構から農地を借り受けている方は必ずその欄にチェックしていただくようお願いします。

問 3 5 生産コスト低減計画にはどのような内容を記述するのか。また、いつまでに提出すればよいのか。

- 1 生産コスト削減計画には、①取組主体の氏名、住所等、②取組内容（取組メニューの選択、取組規模）、③各取組の詳細（取組要件に関する事項、狙っているコスト低減効果等）を記載していただきます。
- 2 本事業において申込書は①及び②のみの記載となります。③については地域協議会の指示に従い、申込書と同時あるいは申込書提出後速やか（1週間後を目途）に提出してください。

問 3 5 - 1 農業者が慣行的にコスト低減を図ることができると判断する取組は、例えばどのような取組があるのか。

例えば、次のような取組が考えられます。

- ・ 取組面積を集積しつつ拡大、取組ほ場の団地化（26年産の取組面積未満は不可）
- ・ 機械の利用範囲を拡大するために既存の機械を共同利用
- ・ 肥料・農薬の効果を適切に発揮させるための均平化
- ・ 漏水を防止するための畦塗り等畦畔管理の実施
- ・ 生育・作業性を向上させるため、溝切り、額縁明きよ、心土破碎等の実施
- ・ 苗立ちが良く耐倒伏性の強い直播栽培適性品種の導入
- ・ 苗立ち、耐倒伏性向上のための鉄コーティング技術の導入
- ・ 衛星リモートセンシングの併用による生育診断の実施
- ・ 側条施肥等に肥効調節型肥料を導入
- ・ 農薬散布の削減を図るため病害虫抵抗性品種の導入
- ・ 農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植え同時処理の効果を高めるため、新たな薬剤に変更する
- ・ 農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植え同時処理の農薬施用量を抑えるため、病害虫抵抗性品種の導入
- ・ 移植密度の変更を行うとともに、生育を確保するための施肥方法や雑草防除等の改善を行う
- ・ 温湯種子消毒の効果向上を図るため、催芽時食酢浸漬の組み合わせ等を実施

問 3 7 補助金を得るための基準はあるのか。

- 1 各取組の要件を満たした取組を行っていただくことを約束した生産コスト低減計画書が承認されれば支援が行われます。
- 2 農業者には、要件を満たす取組を確実に実施していただき、収穫後に計画書で記載した生産コスト低減効果（労働時間、施肥量、資材費用等）について報告を行っていただく必要があります。計画書の内容に沿った取組が行われなかった等の場合は、補助金を返還していただくことがあります。

※問 38 農業者の生産コスト低減計画書はいつまでに作成しなければならないのか。補助金はいつ支払われるのか。

- 1 本事業に取り組む農業者は3月 19 日までに申込書を提出していただく必要があります。申込書の提出後、速やかにメニューごとの生産コスト低減計画書を提出して下さい。（申込書と同時に提出していただいてもかまいません。）
- 2 国からの補助金は平成 27 年6月ごろに都道府県協議会に交付する予定です。その後、地域協議会を通じ農業者へ交付されることになります。

問 38-1 生産コスト低減計画を提出し支援を受けた後、メニューを変更することは可能か。

支援を受けた後の取組メニューの変更は認められません。生産コスト低減計画書の内容に沿った取組が行われなかった場合は、補助金を返還していただくことになります。

※問 40 生産コスト低減計画に掲げることのできる取組は、国が掲げる取組メニュー以外は対象とならないのか。

最終募集では、地域設定メニューの募集は行いません。

(各メニューの要件)

問 4 2 新たな品種導入による作期分散の実施の採択要件は何か。

- 1 26 年産までに栽培していた品種と作期が異なる品種を新たに導入する必要があります。計画書において、作期分散計画を作成していただきます。
- 2 対象となる面積は、新たに導入した品種と既存品種をあわせた作付面積としますが、作期分散を図る品種間の面積差が大きい場合など不適と判断される場合は支援対象として認めない場合があります。

問 4 3 新たな品種導入による作期分散の実施について、集落営農に参加する農業者ごとに作付する品種を分けて取り組もうと考えている。農業者個人では同一品種しか取り組まないこととなるが、集落営農全体で作期分散の対象と判断して良いか。

申請者となる集落営農が作期分散に取り組むのであれば対象となります。

問 4 4 作期分散の取組を選択する場合、

- ① 新しく導入する品種がないといけないのか、
- ② 1 日でも熟期の差があれば良いのか、
- ③ 品種間の作付面積の割合に制約はあるのか。

- ① 新しい品種の導入としていますが、26 年産の作付面積が小さい品種を 27 年産に拡大することによりコスト低減を図る場合も対象となります。
- ② 一般的に 1 日程度の熟期の差で作業の分散が図られるとは考えにくいと思われます。
- ③ 制約はありませんが 26 年産に比べて品種間の作付け面積の割合の差が拡大する場合等は対象となりません。

問 4 5 疎植栽培の採択要件は何か。

- 1 疎植に対応した田植機を導入する場合、または生産コスト低減（26 年産比 2 %以上）が可能な疎植栽培に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。
- 2 従来と全く同じ取組を行う場合は対象となりません。
- 3 栽植密度は、原則、①地域の慣行栽培の移植密度（都道府県の栽培指針など）の 8 割以下、② 14.5 株/m²（48 株/坪）以下の移植密度で移植を行うこととします。

問 4 6 疎植栽培について都道府県の栽培指針等で示されている疎植栽培の移植密度で栽培すると、本事業の採択要件を満たさないが、これらに示されている疎植栽培の基準に沿っていれば支援の対象とならないか。

- 1 品種や栽培環境により最適な移植密度が異なることから、都道府県の栽培指針等において当該地域における実証試験等を踏まえ疎植栽培の基準が示されている場合は、当該基準に沿った取組も対象とします。
- 2 この場合、計画の作成時にどのような基準に沿った移植密度であるか示していただく必要があります。

問 4 7 疎植栽培に対応した機械を新たに導入する場合、別の事業により支援を受けても本事業の対象となるのか。また、これまでに国や県、市町村からの支援を受けて導入した機械で疎植栽培に取り組んでいた場合、生産コスト低減が可能な各メニューに係る新たな取組を実施すれば支援の対象となるか。

- 1 新しく導入する機械・装置に対し、別の支援が行われていれば、その支援元を問わず本事業の対象外となります。
- 2 すでに疎植栽培に取り組んでいた場合は、生産コスト低減（26年度比2%以上）が可能な各メニューに係る新たな取組に対する支援となりますので、疎植栽培に使用している機械が国や県、市町村の支援を受けていても構いません。

問 4 7 - 1 疎植栽培の移植密度の設定を変えるなど、機械の設定を変えるような場合だけでは本事業の対象とはならないのか。

過去の取組実績や他機関での試験成績などを踏まえ、根拠をもって設定変更する場合は、栽培管理リスクも考慮し認めることとします。

問 4 8 乳苗移植栽培の対象となるための採択要件は何か。

- 1 新たに、乳苗移植栽培を導入しほ場の均平化を27年産作付前に実施する場合、または生産コスト低減（26年比2%以上）が可能な乳苗移植栽培に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。
- 2 葉齢が2葉未満の苗（育苗日数が7～10日程度）を均平化されたほ場に移植する必要があります。

問 4 9 無代かき移植栽培の対象となるための採択要件は何か。

新たに、無代かき栽培を導入しほ場の均平化を 27 年産作付前に実施する場合、または生産コスト低減（26 年比 2 %以上）が可能な無代かき移植栽培に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。

問 5 0 堆肥散布を踏まえた施肥の採択要件は何か。

- 1 肥料成分を含む堆肥を散布すること、施肥管理計画を作成し、堆肥中の肥料成分を把握し、慣行栽培に比べ化学肥料の使用量を減らす取組を実施する場合が対象となります。
- 2 肥料費の低減効果を図るため、堆肥中の肥料成分の把握が必要となります。このため、肥料成分が少なく、化学肥料施用の低減効果が見込めないものは本事業の対象とはなりません。

問 5 1 堆肥の散布量に対する基準はあるのか。

ありません。都道府県の施肥基準や営農指導員の指導も参考に、適正な散布量としてください。

問 5 2 これまでも堆肥を散布しているが、本事業の対象とはならないのか。

施肥管理計画を作成していただき、堆肥の肥料成分を勘案した施肥を行っていただければ対象となります。

問 5 3 既に施肥削減に取り組んでおり、肥料費低減効果は見込めないが、取り組むことは可能か。

採択要件に従っていれば対象となります。（堆肥中の肥料成分相当の施肥量が減少するので生産コスト低減効果は発揮されるものと考えます。）

問 5 4 堆肥散布について、環境直接支払の支援を受けている場合は、堆肥散布の取組を申請できるのか。

環境直接支払も同一の堆肥施用に対する支援であり、二重補助となるため対象となりません。

問 5 5 土壌診断を踏まえた施肥の採択要件は何か。

pH、窒素、リン、カリについて土壌分析を行い、施肥管理計画を作成し、土壌分析結果に基づいた施肥を行う場合が対象となります。

問 5 6 土壌分析を行う地点数や頻度に関する基準はあるのか。

- 1 土壌分析は施肥前に行うこととし、pH、窒素、リン、カリを必須とします。
- 2 地点数は、30a もしくは筆単位で1サンプルを原則とします。ただし、団地化、連坦化している場合等で、施肥設計に支障がない場合には、最低1 ha に1点以上実施でも可とします。

問 5 7 分析数値を記載することが必須になるのか。分析数値が明記されていない施肥指導文書でも対象となるのか。

分析結果に基づき施肥指導がなされるのであれば、分析結果の数値を文書で明記しなくても構いません。

問 5 8 分析は分析機関に委託しなければならないのか。

分析機関等への委託のほか、市販の簡易測定器による自己分析でも可とします。

問 5 9 土壌診断は既存データを活用してよいか。

27年産米に向け、26年産米の収穫後に分析したものについては対象となります。それ以前のものについては対象となりません。

問 6 0 生育診断を踏まえた施肥の採択要件は何か。

幼穂形成期の生育量（草丈・茎数）、葉色値の調査を行い、施肥管理計画を作成し、生育診断結果に基づいた施肥を行う場合が対象となります。

問 6 1 生育診断の地点数や頻度に関する基準はあるのか。

- 1 生育診断は幼穂形成期に行ってください。
- 2 調査点数は筆毎に 3 点以上の調査を行ってください。

問 6 2 小さな圃場でも 3 点以上の分析が必要なのか。

自治体が定めた生育診断マニュアルに沿った運用など具体的な根拠があれば、それに従って分析数を設定していただいて構いません。

問 6 3 生育診断は委託を行っても良いのか。

施肥管理計画を作成し、生育診断結果に基づく施肥を行っていただければ、委託していただいて構いません。

問 6 4 プール育苗の対象となるための採択要件は何か。

プールを新たに設置する場合、または生産コスト低減（26 年産比 2 % 以上）が可能なプール育苗に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。

問 6 5 プールの大きさの基準はあるのか。

特にありませんが、作付面積と比較しプールが小さすぎると判断できる場合は事業の対象としない場合があります。

問 6 6 温湯種子消毒の対象となるための採択要件は何か。

温湯種子消毒用の温度及び時間の測定機能がある機械を導入する場合、または生産コスト低減（26 年比 2 % 以上）が可能な温湯種子消毒に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。

問 6 7 農協が種子消毒を行って育てた苗を農家が購入する場合も支援の対象となるのか。

温湯種子消毒に必要な機器を導入したとみなされないため対象となりません。

問 6 8 流し込み施肥の導入の対象となるための採択要件は何か。

流し込み施肥専用の装置を導入する場合、または生産コスト低減（26 年比 2 % 以上）が可能な流し込み施肥に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。

問 6 9 育苗箱全量施肥の実施の対象となるための採択要件は何か。

育苗箱全量施肥を行う専用機械を導入する場合、または生産コストの低減（26 年比 2 % 以上）が可能な育苗箱全量施肥に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。

問 7 0 育苗箱全量施肥を実施したが、生育が悪いため追肥を行うこととなった場合は補助金を返還するのか。

気象条件等によりやむを得ず施肥などの栽培管理を当初の予定から変更することはあり得ると考えます。適切な理由があれば返還を求めることは考えていませんが、追肥を行った場合は、その理由について報告書に記入していただく必要があります。

問 7 1 側条施肥が対象となる場合の採択要件は何か。

側条施肥仕様の田植機を導入する場合、または生産コスト低減（26 年比 2 % 以上）が可能な側条施肥に係る取組を新たに実施する場合が対象となります。

問 7 2 農薬の苗箱播種同時処理の取組の対象となる場合の採択要件は何か。

農薬の苗箱播種同時処理の専用機械を導入する場合、または生産コスト低減（26 年比 2 % 以上）が可能な農薬の苗箱播種同時処理に係る取組を新たに実施する場合は対象となります。

問 7 3 農薬の田植え同時処理の対象となるための採択要件は何か。

農薬の田植え同時処理の専用機械を導入する場合、または生産コスト低減（26 年比 2 % 以上）が可能な農薬の田植え同時処理に係る取組を新たに実施する場合は対象となります。

問 7 4 機械の共同利用の対象となるための採択要件は何か。

- 1 対象者は、集落営農組織又は集落営農の組織化を目指す農業者団体であること（共同所有・利用を行う機械の管理規定が必要）となります。
- 2 対象となる取組は団体の構成員が所有する農業機械を複数廃棄し、新たな農業機械を導入すること（他の補助金の活用がないこと、各都道府県の特定高性能農業機械導入に関する計画に定められた利用規模の下限面積以上の利用面積を確保する必要。なお、構成員が所有する法定耐用年数内の機械を共同利用に変更する場合も対象となります。）となります。
- 3 対象となる機械は、トラクター、田植機、コンバインとなります。

問 7 5 地域内の農業者が有する既存の機械を共同利用しても構わないか。

共同利用する複数の農業者が既存の機械を廃棄すること、既存機械が法定耐用年数内であること等が確認できれば対象となります。

問 7 6 機械の共同利用は、リース、購入いずれでもよいのか。

いずれでも可。ただし、共同所有・利用する農業機械は、国の補助金を活用して購入・リースしたものについては対象外となります。

問 7 7 農業機械を一時的に借りて取り組む場合も対象となるのか。

今後も継続して取り組んでいただくこととするため、購入またはリースを原則としています。やむを得ない事情がある場合は御相談下さい。

問 7 8 同一機種を複数台所有している場合の「各都道府県の特定高性能農業機械導入に関する計画に定められた利用規模の下限面積以上の利用面積を確保」の考え方はどのようなものか。

当該機種について、所有する全ての機械が各都道府県の特定高性能農業機械導入に関する計画に定められた利用規模の下限面積以上の利用面積を確保する必要があります。

問 7 9 すでに機械の共同利用に取り組んでいる者にも支援すべきではないか。

本事業は 26 年産に比べて 4 %以上の生産コスト低減が可能な取組に対する支援であり、既に行われている取組は更なる低減効果が認められないことから支援の対象となりません。

問 8 0 機械の廃棄は 1 台でも良いか。

機械の更新と考えられるため、1 台だけの廃棄は認めません。

問 8 1 県単事業により導入している農業機械を使って共同利用する場合は本事業の対象となるのか。

新しく導入する機械に対し、別の支援が行われるのであれば、その支援元が国・県であるかを問わず本事業の対象外となります。

問 8 1 - 1 農業法人が所有する機械を複数台廃棄し、能力の大きな機械 1 台を新たに導入した場合は支援の対象とならないのか。

廃棄する機械が法人所有の場合は対象となりません。法人の構成員所有のものであれば対象となります。

問 8 2 直播栽培の採択要件は何か。

- 1 直播用の専用播種機を導入する場合、または生産コスト低減（26年産比4%以上）が可能な直播栽培に係る取組を新たに実施する場合は対象となります。
- 2 従来と全く同じ取組を行う場合は対象となりません。

問 8 3 直播栽培の取組に関してコスト低減を図る新たな取組としてどのようなものが考えられるのか。例えば、コーティング資材の購入先を変えるといったことでも良いのか。

- 1 4%以上の生産コスト低減が可能な取組を新たに行うのであれば、特に制限はありません。
- 2 取組の内容は、地形や気象等の地域性、従来の実施内容等で左右されると考えられますが、例えば、直播適性品種を新たに導入する、団地化による取組面積の拡大などが考えられます。
- 3 質問のケースの場合は、資材の購入先を変えるだけで4%のコスト低減効果を発揮することは考えにくく、対象外になるものと思われます。

問 8 4 直播したが発芽率が悪い場合、移植しなおした場合の助成金はどうか。

自然災害等の合理的な理由がある場合はやむを得ないと考えますが、農業者が取組を実施しなかった場合は返還となります。

問 8 5 ヘリコプター散布による直播も対象となるのか。

直播に必要な専用の機械・設備を使用して取り組む場合は対象となり得ます。

問 8 6 直播作業を委託している場合、本事業の対象となるのか。

農業者が実際に取り組まれることが必要ですので、委託された場合は対象外です。

問 8 7 既に直播や疎植に取り組んでいる場合でも対象となるのか

- 1 従来と全く同じ取組内容の場合は対象となりませんが、生産コストの低減を図るための工夫（生産コスト低減（26 年比 2 %または 4 %以上）が可能な各メニューに係る取組を新たに実施する場合）を行った場合は支援の対象となります。
- 2 具体的には、直播の効果を高めるために直播に適した品種を新たに導入したり、経営規模を拡大し取組を広げる等により、4 %以上の生産コスト低減が可能な場合は、既に取り組んでいる面積を含め支援対象として認めることとしています。

問 8 7 -1 スーパー L 資金を活用して直播専用の播種機を導入した場合、本事業の対象となるか。

対象となります。

問 8 8 既に生産コスト低減に取り組んでおり、取組面積の一部のみに生産コストの低減を図るための工夫（生産コスト低減（26 年比 2 %または 4 %以上）が可能な各メニューに係る取組を新たに実施する場合）を行った場合の対象面積は、どのように考えるのか。

生産コスト低減効果が発現する新たな取組を実施した面積のみが対象となります。ただし、作期分散の取組のように従来の取組ほ場にも効果が波及する場合には、この限りではありません。

問 8 9 取組規模を拡大する場合は対象となるか。

専用機械の共同利用を図る、経営規模を拡大する、団地化を行うといった構造改革に資する取組拡大の場合は「生産コスト低減（26 年比 2 %または 4 %）が可能な取組を新たに実施する」ものとして対象となります（既存の取組面積も含めて支援対象）。

問 9 0 機械の購入や土壌分析はいつからの取組が対象となるのか。

機械の購入については、26 年産米において当該機械を利用する作業が終了後に機械を購入した場合、土壌分析については、26 年産米の収穫以降に土壌分析を行った場合などが対象になると考えられます。

(確認・報告)

問 9 5 取組の確認をどのように行うのか。助成金を返還しなければならない場合があるのか。

- 1 すべての取組において、平成 28 年 3 月までに実施状況報告書を提出していただきます。
- 2 報告書では、農業者による取組評価のほか、計画書で掲げた狙っているコスト低減効果に関するデータ（労働時間、資材費用、肥料の使用量など）及びその根拠資料（労働日誌、購入伝票の写し、取組状況がわかる写真など）を提出していただきます。
- 3 取組が計画通り行われていない等、効果が得られていない理由に正当性がない場合は、助成金の返還を求めることとなります。

問 9 6 協議会がほ場確認を行う必要があるのか。

ほ場確認を義務づけてはいません。

問 9 7 27 年産で新しく取り組むことの確認をどのように行うのか。26 年産にやっていないことの確認はできないのではないか。

機械等を新たに導入することになるので、購入日がわかる購入伝票等を添付していただくことを考えています。

問 9 8 取り組んだ結果、低コスト化等の効果が数値となって現れなくてもよいのか。

直ぐに数値となって現れない場合もあると考えます。定量的な効果が認められなかったことで直ちに補助金返還とすべきとは考えていません。

問 9 9 実施状況報告書に添付する生産コスト低減効果について、どのような内容を報告すれば良いのか。また、確認書類はどのようなものを添付すれば良いのか。

- 1 生産コスト低減計画書に記載した「狙っている生産コスト低減効果」に関する実績を報告してください。
- 2 例えば、
 - ・「労働人数・労働時間の低減」については、当該取組メニューに係る労働人数や時間、それが把握できる作業日誌（作業日ごとに作業内容、人数、作業時間が把握できるもの。）
 - ・「資材費の低減」については、肥料や農薬の使用量や苗の使用量、それが把握できる購入伝票、分析結果など。
- 3 また、取組結果を踏まえ今後のコスト低減に関する方針を記載していただくことを考えています。

問 1 0 0 実施状況報告書の提出期限はいつか。

平成 28 年 3 月末が都道府県協議会から地方農政局等への提出期限です。農業者から地域協議会への提出期限については、事務処理に要する時間等も考慮し各協議会で設定してください。

問 1 0 1 自然災害等により計画通り取り組めなかった場合の取扱はどうなるのか。

自然災害等により計画通り取り組めなかった場合は、生産コスト低減計画に基づく取組の準備を行っていたことの確認、農業者の責めに帰さない事情が明らかであることの確認により、返還を求めないこととします。

問 1 0 2 実績報告において 2 %、4 %のコスト低減効果について農業者個人のデータを示すことは困難ではないか。結果をどう報告すればよいのか。

2 %、4 %のコスト低減効果のデータを示す必要はありません。農業者は申請時の生産コスト低減計画に記載した狙っているコスト低減効果に関する資料（作業日誌、資材の購入量など）を 27 年度末までに提供していただく必要があります。報告書の様式、添付資料をホームページに掲載していますので参考にして下さい。

(その他)

問 1 0 3 補助金交付後に農業者、地域農業再生協議会、都道府県協議会が行うべきことはなにか。

農業者は生産コスト削減計画に基づく取組の実施、取組後の取組報告の提出、地域協議会、都道府県協議会は、取組期間中の農業者に対する適切な指導、取組後に提出される取組報告書の内容の確認、国への報告を行ってください。

問 1 0 4 出入り作がある場合はどこに申請すればよいのか。

営農計画書の提出を行っている地域協議会に申請してください。(一般的には、作付を行う農業者が住所を有する市町村の区域が属する協議会から申請を行うこととなります。所属する地域協議会とよく相談の上対応してください。)

問 1 0 5 振込口座等の情報が必要となる場合はどう対応すればよいのか。

協議会においてあらかじめ収集していただく必要があります。

問 1 0 7 協議会から農業者に対していつまでに支払われなければならないのか。

国から都道府県協議会には平成 27 年 6 月頃交付する予定ですので、速やかに農業者に支払われるようお願いいたします。

問 1 0 8 平成 28 年度以降、同様の取り組みを行わなかった場合に補助金を返還する必要はあるのか。

平成 27 年度 of 取組で判断するので 28 年度以降の取組は直接関係しませんが、本事業の計画にあたっては継続的な取組となるよう、本事業の申込みにあたっては十分な検討をお願いいたします。

問 1 0 9 協議会の事務費は補助対象となるのか。

本事業の執行に必要かつ本事業に要した経費と確認できる事務費については補助対象となります。(賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、振り込み手数料)、使用料・賃料(会議会場、事業用機械器具等の借料及び損料)など)

問 1 1 0 事務費は何に使えるのか。

本事業の推進から交付までに係る経費が補助対象になります
例えば

- ・本事業の普及推進活動(説明会の開催、普及広報資料の作成・配付等)
- ・生産コスト削減計画の収集・取りまとめ事務
- ・農業者への助成金交付事務
- ・上記事務に必要なとなるアルバイト雇用
- ・振込手数料 等が対象になります。

問 1 1 1 事務費の執行はいつから可能となるのか。

本事業の執行に必要であり、本事業のために要したことが確認できる経費(周知活動等)については、1月9日以降に発生した経費を事務費に含めることができます。

問 1 1 2 事務が大変であるので、アルバイトを雇おうと考えているが、その人件費は事業費の対象となるのか。

本事業の実施のため必要な場合は対象となりますが、本事業の業務に係る部分のみです。

問 1 1 3 事務費を、県や市町村などの職員の給料に充てることは可能か。

勤務時間内の正規の給料に充てることはできませんが、本事業の事務によって発生した超過勤務に対する経費としてであれば対象となります。

問 1 1 4 農業者への支払いが完了し、繰り越す必要がない場合でも、協議会では実施状況報告のとりまとめ事務が発生する。27年度においても事務費が使えるようにしてほしい。

本予算については繰越できる方向で調整しており、取りまとめ事務にも充てられるようにする方向です。

問 1 1 5 経営所得安定対策のように国が直接農業者に支払えばよいのではないか。

本事業は短期間に事業の周知や事務を行う必要があります。100万以上の稲作農家が存在する中、地域協議会の協力が不可欠ですので御理解願います。

問 1 1 6 申請後、何らかの事情で申請した取組メニューが実施できなかった場合、他の取組メニューに取り組んでもよいか。

原則として認めませんが、機械等が準備できなくなり、それが農業者の責任でない場合等については個別にご相談ください。

問 1 1 7 地域農業再生協議会が存在しない地域の場合どうすればよいか。

地域農業再生協議会が存在しない地域での事業の実施については、都道府県協議会長が定めることとします。(都道府県協議会が実施することも可。)

問 1 1 8 協議会の構成員が多く、郵送などの費用も多くかかる場合は実費申請してかまわないか。

かまいません。

問 1 1 9 事務費は国からいつごろ支払われるのか。

3月中～下旬を予定しています。

問 1 2 0 事務費は、事業実施報告に必要な事務を見込んで要求してよいか。

かまいません。

問 1 2 2 協議会の判断で農家への支払を夏以降に行ってよいか。

本補正予算の趣旨を御理解いただき速やかに支払っていただくようお願いします。

問 1 2 3 申請者の死亡等により、経営移譲を行った場合は、補助金の返還が必要か。

原則、生産コスト低減計画に基づく取組が行われていない場合は、補助金返還となりますが、個別の状況を考慮し判断することとなりますので、国に相談して下さい。

<最終募集に係る内容>

※問123-1 2月27日までに申し込んだが、最終募集の申請状況によっては補助金額が減額されることがあるのか。

2月27日までに申し込まれ承認された分については、満額支払われる予定です。

※問123-2 最終募集でもさらに予算額に満たない場合はさらに募集があるのか。

3月19日までの申込みをもって終了する予定です。

※問123-3 1月、2月の募集において応募した者が、最終募集において別の取組メニューを追加で申請することは可能か。

既に応募している者が、最終募集において別の取組メニューを追加で申請することは原則できません。20ha以上で生産コスト低減の取組を行い申請要件を満たす場合については、追加の申請が可能です。

※問123-4 1月、2月の募集で応募した取組メニューや面積を最終募集時に変更することは可能か。

1月、2月の募集で応募いただいた取組メニューや面積を何らかの事情で変更する必要がある場合は、最終募集時に変更した内容で再度申請していただいてもかまいません。この場合、1月、2月に提出いただいた生産コスト低減計画を取り下げ、新たな計画を再度提出するなどの手続が必要となります。

※問123-5 最終募集に係る事務費は別途請求できるのか。

最終募集についても、本事業の執行に必要なかつ本事業に要した経費と確認できる事務費については補助対象となります。最終募集後の計画変更手続の際に推進事務費を変更して申請してください。

<特に問合せの多い内容>

問 1 2 4. すでにメニューに書いてある取組を行っている場合は、その取組を助成対象の取組とできないのか。

本事業では、既に取り組を実施している農業者であっても、その取組についてさらにコストを下げるための工夫をしていただければ、既に行っている取組も支援の対象とすることとしている。(例えば、昨年に直播をすでに実施している生産者であっても、新たに工夫をすれば支援対象となります。)

具体的には、

- ① 「堆肥散布、土壌分析、生育診断」のメニューについては、分析や施肥の時期などを記載した「施肥管理計画」を作成してもらうことにより支援の対象とします。
- ② この他の取組については、「生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な本メニューに係る新たな取組を実施」といった工夫をしていただければ、支援の対象とします。(問 125 参照)

なお、2%以上のコスト削減を示すデータの提出や26年産の生産に係る資料を提出する必要はありません。

問 1 2 5. それぞれのメニューの支援対象となる取組内容として、「生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な本メニューに係る新たな取組を実施」とあるが、2%のコスト低減効果をどう担保すればよいのか。

生産コスト低減計画の「効果向上取組計画」の記載欄の記入により申込みの要件を満たすこととなります。

この際、可能であれば、県やJAにおける実証試験の成果などを踏まえ、コストが低減することが可能な取組を申請して下さい。試験成果などがない場合は、生産者が慣行的にコスト低減を図られると判断できる取組を申請して下さい。

なお、取組の実施による生産コストを試算して算出したり、26年産の生産コストと比較して提出したりする必要はありません。

問 1 2 6 . 取組実施後、報告を行うこととなるが、2%のコスト低減効果を確認する必要があるのか。

本事業は、取組を行っていただくことで「実施」したこととみなします。

このため、報告では、

① 所定の様式に農業者自身による取組の評価の欄にチェックをしていただくほか、

② 事業申請時に記載した取組を確認できる資料として、労働時間の削減であれば労働日誌、肥料や農薬量の削減であれば購入伝票、

などを添付していただきます。

27年産の生産コストと26年産の比較を行うことは求めないので、26年産に係る資料を提出する必要はありません。

なお、報告様式の代表例を添付しますので参考にしてください。(HP 参照)

問 1 2 7 . コスト低減効果が認められなかった場合に補助金を返還しなければならないのか。

申請していただいた取組を実施したかどうかで判断することとしており、2%のコスト低減効果が認められたかどうかで補助金の返還を求めることはありません。